

**(仮称) 創造活動・歴史文化交流施設建設工事等優先交渉権者選定プロポーザル
実施要領**

本プロポーザルは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の対象である。

1 事業の目的

東海市では、横須賀地区のまちづくりについて、「江戸の古から引き継がれる“町方文化”を市民とともに守り、育み、未来に発信するまち」をまちづくりの理念とする「横須賀文化の香るまちづくり基本構想」、「同基本計画」に基づき進めている。東海市立文化センター（以下「文化センター」という。）は、昭和55年（1980年）の開館から41年が経過し、老朽化や耐震基準を満たさないこと等から今後のあり方等を検討した結果、基本計画に定めた重点項目である「拠点形成」を実現するため、従前の中央公民館としての役割に区切りをつけ、文化センターを用途廃止・解体し、その跡地に「新しいまちづくりの拠点」として、(仮称) 創造活動・歴史文化交流施設（以下「新施設」という。）を整備することを決定した。新施設は、「横須賀文化の発信拠点」、「映像（映画）を中心とした創造活動の場」、「多世代交流の場」をコンセプトに地域の歴史文化を学び、体感するとともに、「映像」を活用することにより、生涯学習活動や創造活動の発展と人々の交流を促進するものである。

新施設の建設は、カーボンニュートラルの推進や木材を利用するデザイン性の高い建築物とすることから、施工の難易度が高いため、実施設計段階から施工業者の優れた技術と提案を取り入れることのできる技術協力施工方式（以下「ECI方式」という。）を採用する。また、文化センター解体工事は、敷地周辺のマンションや住宅への騒音、振動等の配慮や既設杭の処理方法等、最適な工法の選定が困難であり、施工の難易度が高いことから、施工者のノウハウを活用した合理的な設計が可能である設計施工一括方式（以下「DB方式」という。）を採用するものである。

2 発注者

東海市

3 工事等の概要

(1) 敷地の概要

- ア 場所 東海市横須賀町狐塚地内
- イ 敷地面積 3, 391. 65㎡
- ウ 用途地域 商業地域 建蔽率80% 容積率400%
- エ 防火指定 防火地域
- オ その他 宅地造成工事規制区域 区域外
砂防指定地 指定なし

(2) 文化センター解体工事実施設計業務・解体工事の規模及び内容

- ア 工事名 文化センター解体工事（以下「解体工事」という。）
- イ 業務範囲 実施設計業務及び解体工事
別紙 東海市立文化センター解体事業要求水準書による

ウ 既存建物概要

- (ア) 主要用途 文化センター（中央公民館）
- (イ) 建築面積 1, 740㎡
- (ウ) 延べ床面積 3, 685㎡
- (エ) 構造 鉄筋コンクリート造
- (オ) 階数 地上3階、地下1階
- (カ) 竣工年月 昭和55年（1980年）10月

(3) （仮称）創造活動・歴史文化交流施設建設工事の規模・内容

- ア 工事名 （仮称）創造活動・歴史文化交流施設建設工事（以下「建設工事」という。）
- イ 主要用途 劇場
- ウ 工事種別 新築
- エ 建築面積 2, 182. 93㎡
- オ 延べ床面積 2, 893. 14㎡

カ 構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、またはこれらの混構造
キ 階数	地上2階、地下1階
ク 工事及び実施設計技術協力業務範囲	建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、外構工事、造成工事及びこれらに伴う実施設計技術協力業務

4 工事費参考額

(1) 解体工事（工事費上限額）

218,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※(1)解体工事において、工事費上限額を超えた場合は失格とする。

(2) 建設工事（工事費参考額）

2,370,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※(2)建設工事において、工事費参考額を超えた場合は評価点を減点とする。

5 業務概要

(1) 解体工事实施設計業務

令和4年（2022年）12月頃～令和5年（2023年）2月頃

(2) 解体工事業務

令和5年（2023年）2月頃～令和5年（2023年）11月頃

(3) 建設工事实施設計技術協力業務

建設工事实施設計期間中の技術協力業務については、次のとおりとし、業務委託契約を締結する。

ア 業務名称

（仮称）創造活動・歴史文化交流施設建設工事实施設計技術協力業務委託

イ 業務委託料の上限額

4,312,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 履行期間

令和4年（2022年）12月頃～令和5年（2023年）11月頃

エ 業務内容

（ア）設計全般に係る技術検証

- (イ) 施工実施方針及び施工計画の作成
 - a 総合施工計画の検討・提案
 - b 仮設計画の検討・提案
 - c 工事工程の検討・提案及び工程表の策定
- (ウ) 技術情報（本プロポーザルで採用された技術提案等を含む。）等の提出
- (エ) 技術提案（本プロポーザルで採用された技術提案等を含む。）及び設計補助
 - a 主要構造方式、雨水排水、施工計画、工程計画、設備計画の検討・提案
 - b Z E B R e a d y（B E I O. 5以上）の実現に向けての検討・提案
 - c 敷地内外別途工事との調整方法の検討・提案
 - d その他あらゆる技術提案の検討及びこれらに伴う設計補助
 - e 基本設計からの設計変更に関わるあらゆる検討並びに確認申請等の申請業務におけるすべての行政折衝及び必要書類作成支援
 - f 完成予想パース（C G）作成支援
- (オ) コスト管理支援
 - a 工事費が提案額以内となる実施設計内容とするための全般的な支援
 - b 工事費内訳明細書の作成・更新
 - c 発注者又は設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成
- (カ) 関係機関との協議資料作成支援及び調査業務
- (キ) 設計者との会議への出席等
- (ク) その他必要となる調査・検討等
- (ケ) 施設の運営（レストランを含む）、利用及び維持管理（ライフサイクルコスト）等に関する検討業務
- (コ) 材料見本による各所材料選定及び確認支援
 - プレゼンテーションパネルの作成等、工事完了まで発注者が各所材料を決定するために必要となる資料の作成と提供に関わるすべての支援をすること。
- (カ) 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成支援及び提供
- (シ) 横須賀まちづくりに関する支援
- (セ) レストラン等の運営に関する支援

(ノ) 映像に関する支援

オ 支払い条件

実施設計完了後の一括払い

カ 成果物

(ア) 業務報告書

(イ) 技術検証資料

(ウ) 技術提案書

(エ) 技術提案等による成果物

(オ) 工事費内訳明細書

(カ) その他監督職員の指示するもの

※成果物は電子データとして提出すること。

なお、データ形式及び提出形状等は発注者と協議すること。ただし、図面データ形式はPDF形式、DWG形式及びDXF形式の3形式で提出すること。

キ その他

協力期間中の業務に関する費用は、すべて施工予定者の負担とする。詳細な業務内容は、協議による。

(4) 建設工事業務

令和6年（2024年）1月頃～令和7年（2025年）3月頃

6 （仮称）創造活動・歴史文化交流施設建設工事設計業務（基本設計、実施設計業務）の受託者

設計者 株式会社隈研吾建築都市設計事務所

7 事務局

(1) プロポーザル、設計及び工事に関すること

東海市都市建設部建築住宅課 江口・奥屋

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

電話：052-603-2211（内線453）

FAX：052-601-2707

メールアドレス：kenchiku@city.tokai.lg.jp

(2) 既存施設に関すること

東海市立文化センター 小沼・渡邊

〒477-0036 東海市横須賀町狐塚11番地

電話：0562-33-2266

FAX：0562-32-9318

メールアドレス：bunka-se@city.tokai.lg.jp

※本プロポーザルに関することは、(1)建築住宅課が窓口となる。

8 施工業者優先交渉権者選定の概要

(1) 選定方式

このプロポーザルは、企業が持つ高度な技術を設計に反映させるため、発注者が定める参加要件を満たす者に対して、技術提案等を求め、参加表明書を提出した者（以下「応募者」という。）から提出された技術提案等について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」とする。

(2) 実施スケジュール

項目	日程
① 参加資格審査	
プロポーザルの公告	令和4年（2022年）8月30日（火）
参加表明書等に関する質疑受付	令和4年（2022年）8月31日（水）～ 9月6日（火）
質疑回答	令和4年（2022年）9月8日（木）
参加表明書等の提出	令和4年（2022年）9月12日（月）
参加資格審査結果通知	令和4年（2022年）9月20日（火）
② グループ協定書 ※グループで参加する場合のみ	
グループ協定書の提出	令和4年（2022年）9月12日（月）
③ 基本設計書等の交付	
基本設計書等の交付	令和4年（2022年）8月31日（水）～ 9月12日（月）

④ 現地視察	
現地視察	令和4年(2022年)9月21日(水)～ 9月28日(水)
⑤ 技術提案書等の質疑	
技術提案書等に関する質疑受付	令和4年(2022年)9月21日(水)～ 10月3日(月)
質疑回答	令和4年(2022年)10月13日(木)
⑥ 参加辞退届	
参加辞退届の提出期間	令和4年(2022年)9月21日(水)～ 10月3日(月)
⑦ 技術提案審査	
技術提案書等の提出	令和4年(2022年)11月4日(金)
プレゼンテーション等	令和4年(2022年)11月14日(月)
⑧ 選定結果	
選定結果公表	令和4年(2022年)11月16日(水)
⑨ 解体工事の契約	
解体工事請負契約の締結	令和4年(2022年)12月下旬頃
単価合意書の締結	令和5年(2023年)2月上旬頃
⑩ 建設工事の契約等	
基本協定書の締結	令和4年(2022年)12月下旬頃
パートナーシップ協定書の締結	令和4年(2022年)12月下旬頃
実施設計協力業務契約の締結	令和4年(2022年)12月下旬頃
工事請負契約の締結	令和5年(2023年)12月下旬頃

(3) 優先交渉権者選定の概要

発注者は、本要領で定める参加資格要件を満たす者から技術提案等を受け、その内容を審査した結果、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する。

(評価点の配分については、「15(7)審査方法」によるものとする。)

選定に当たっては、(仮称)創造活動・歴史文化交流施設建設工事等優先交渉権

者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行う。なお、審査委員会及び審査委員は、会議の公平性の確保及び円滑な運営のため、非公開とする。

(4) 本契約までの過程

ア 解体工事（設計業務を含む）

- （ア）発注者は、本プロポーザル終了後に優先交渉権者から見積徴収を行い、その金額が発注者の予定価格の範囲内であった場合は、事業期間等の契約条件を確認の上、優先交渉権者を工事請負契約の相手方として、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって本契約を締結する。ただし、予定価格が150,000,000円以上の場合は、仮契約を締結する。
- （イ）工事請負契約の仮契約を締結した場合、工事請負契約については、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第5号及び東海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和44年東海市条例第27号）第2条に定めるところにより議会の議決を得た上、本契約を締結する。
- （ウ）発注者は、実施設計完了後に請負者と当該工事費に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上、合意するものとする。
- （エ）優先交渉権者が、本契約の締結前までに「9入札参加に必要な資格に関する事項等」のいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は「9(9)参加不適合者及び欠格条件」のいずれかに該当することが判明した場合は、優先交渉権を失い、契約を締結しないものとする。
- （オ）優先交渉権者が本契約の締結前に、会社更生法又は民事再生法に基づく申し立てがなされた場合、又は、東海市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受け、本工事履行の見込みがないと判断した場合は、契約を解除するものとする。
- （カ）（オ）については、仮契約締結後から議会の議決までの間についても準用するものとする。
- （キ）（エ）又は（オ）に該当する場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち、順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、

新たな優先交渉権者として交渉を行う。なお、本プロポーザル参加者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、これにかかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 建設工事

(ア) 発注者は、優先交渉権者と「基本協定書」を締結し、さらに設計者及び優先交渉権者の三者と「パートナーシップ協定書」（以下「各協定書」という。）を締結する。

(イ) 「基本協定書」、「パートナーシップ協定書」を締結後、優先交渉権者は施工予定者となる。

(ウ) 発注者、設計者及び施工予定者は、実施設計時に施工予定者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させるため、三者協議会を組織する。

(エ) 本プロポーザル及び実施設計業務の期間中に提案され、発注者により採択された技術提案等をもとに、工法や仕様等について三者協議会において協議する。

(オ) 発注者は、実施設計完了後に、施工予定者から見積徴収を行い、その金額が発注者の予定価格の範囲内であった場合は、工事期間等の契約条件を確認の上、施工予定者を工事請負契約の相手方として、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負仮契約を締結する。

(カ) 工事請負契約については、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第5号及び東海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和44年東海市条例第27号）第2条に定めるところにより議会の議決を得た上、本契約を締結する。

(キ) 優先交渉権者が、各協定書の締結前までに「9入札参加に必要な資格に関する事項等」のいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は「9(9)参加不適格者及び欠格条件」のいずれかに該当することが判明した場合は、優先交渉権者は優先交渉権を失い、各協定書を締結しないものとする。

(ク) 優先交渉権者が協定書締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申し立てがなされた、または、東海市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を

受け、本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、協定書を解除するものとする。

ケ) 上記ク)については、仮契約締結後から議会の議決までの間についても準用するものとする。

コ) 上記キ)又はク)の場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち、順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな優先交渉権者として交渉を行う。なお、最優秀者等は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、これにかかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

9 入札参加に必要な資格に関する事項等

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次の各号のとおりとする。

また、参加要件の基準日は本プロポーザル公告日とし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。ただし、本プロポーザル公告日以後落札決定までの間に各号に掲げる資格要件を満たさなくなったときは入札参加資格を有していない者とみなす。

(1) 基本資格

本プロポーザル公告日において、東海市入札参加資格者名簿に登録され東海市が発注する建設工事の契約に係る必要な資格を有し、次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。

ア 建築一式工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可を受けた建設業者で、市の入札参加資格者として建築一式工事及び解体工事を登録された者であること。

イ 官公庁（国、県及び地方自治体に限る。）が発注した工事で、元請けとして過去10年間（平成24年（2012年）4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）に愛知県建築基準条例第12条に基づく興行場等（以下「興行場等」という。）の用途に供する建築物で固定席の座席数100席以上の新築の工事を完了し、及び引き渡した実績があること。

なお、グループの構成員としての実績については、出資比率が5パーセント

以上の工事に限るものとし、出資比率に応じて算定すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事のうち、当該一時中止等がなければ完了する予定であった工事は、完了したのものとして施工実績の対象とする。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 解体工事及び建設工事について、建設業法に基づき現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を適正に配置できる者であること。

オ 入札参加表明書の提出の日以後、入札執行日までの間に東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規に基づく指名の停止を受け、又はこれに準ずる措置を受けている者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、市に再度の入札資格審査の申請を行い、入札参加資格の認定を受けたものを含む。）であること。

キ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、本市発注建設工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 単体企業として入札に参加するために必要な資格

ア 本プロポーザル公告日において、有効な直近の経営事項審査の建築一式工事の総合評定数値が1,600点以上であり、かつ、経営状況分析の評点Yが700点以上であること。

イ 建設業法に規定する建設業許可を得てから継続して3年以上営業していること。

ウ 本プロポーザルにおいて、グループの構成員でないこと。

(3) グループとして入札に参加するために必要な資格

ア グループは2者以上で構成し、当該グループの代表は、(2)ア及びイに該当すること。

- イ グループの構成員は、公告日において、東海市建設工事等の入札参加資格審査及び格付要領第7条に規定する格付の基準がA等級以上（市内業者の場合はB等級以上）であること。
 - ウ グループの構成員は、建設業法に規定する建設業許可を得てから継続して5年以上営業していること。
 - エ グループの構成員の最低出資比率は、5パーセント以上であること。
 - オ グループ代表は、最大の施工能力を有し、出資比率は構成員中最大であること。
- (4) 技術協力業務、解体工事及び建設工事等の本事業において、本事業完了までの期間で全ての業務を統括するプロジェクト責任者を配置できること。また、プロジェクト責任者は、本事業のすべての期間において従事し、すべての関係者の窓口となり、対応及び調整に当たることとし、以下のすべてを満たすこと。なお、9(5)、(6)、(7)及び(8)の責任者または技術者と兼務できるものとする。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - イ 参加表明書等の提出時において、本プロポーザルに参加しようとする者と継続して3ヶ月以上の雇用関係があること。
- (5) 解体工事の実施設計業務において、見積書提出日において次の項目を満たす専任の設計管理技術者を配置できること。なお、9(4)、(6)、(7)及び(8)の責任者または技術者と兼務できるものとする。
- ア 参加表明書等の提出時において、本プロポーザルに参加しようとする者と継続して3ヶ月以上の雇用関係があること。
- (6) 解体工事において、見積書提出日において次の項目を満たす専任の監理技術者を配置できること。なお、9(4)、(5)、(7)及び(8)の責任者または技術者と兼務できるものとする。
- ア 建設業法に基づく監理技術者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - イ 参加表明書等の提出時において、本プロポーザルに参加しようとする者と継続して3ヶ月以上の雇用関係があること。
- (7) 次の項目をすべて満たす実施設計技術協力業務責任者を技術協力期間に配置

できること。なお、9(4)、(5)、(6)及び(8)の責任者または技術者と兼務できるものとする。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

イ 官公庁（国、県及び地方自治体に限る。）が発注した工事で、監理技術者又は主任技術者として、過去10年間（平成24年（2012年）4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）に興行場等の用途に供する建築物で固定席の座席数100席以上の新築の工事を完了し、及び引き渡した実績があること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事のうち、当該一時中止等がなければ完了する予定であった工事は、完了したのものとして施工実績の対象とする。

ウ 参加表明書等の提出時において、本プロポーザルに参加しようとする者と継続して3ヶ月以上の雇用関係があること。

- (8) 建設工事において、見積書提出日において次の項目をすべて満たす専任の監理技術者を配置できること。なお、9(4)、(5)、(6)及び(7)の責任者または技術者と兼務できるものとする。

ア 一級建築施工管理技士の資格を有すること。

イ 建設業法に基づく監理技術者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。

ウ 官公庁（国、県及び地方自治体に限る。）が発注した工事で、監理技術者又は主任技術者として、過去10年間（平成24年（2012年）4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）に興行場等の用途に供する建築物で固定席の座席数100席以上の新築の工事を完了し、及び引き渡した実績があること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事のうち、当該一時中止等がなければ完了する予定であった工事は、完了したのものとして施工実績の対象とする。

エ 参加表明書等の提出時において、本プロポーザルに参加しようとする者と継続して3ヶ月以上の雇用関係があること。

- (9) 参加不適格者及び欠格条件

ア 設計者との関係において資本又は人事面について、次に掲げる事項に該当し

ない者であること。

㉞ 設計者の発行済株式総数の過半数を有し、またはその出資総額の過半数を有している者

㉟ 代表権を有する役員が設計者の代表権を有する役員を兼ねている者

イ 参加表明書等を提出した組織又は再委託先の事業者に所属する者が、審査委員会の審査委員又は関係者と本プロポーザルに関する接触を求めたときは失格とする。

ウ 技術提案書等が次のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。

㉞ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

㉟ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

㊱ 記載すべき事項の全部又は一部は記載されていないもの

㊲ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

㊳ 提出書類に虚偽の記載があるもの

なお、優先交渉権者決定後に虚偽の事実関係が判明した場合においては失格とする。

10 プロポーザルの注意事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) 費用負担等

提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出書類の訂正等

一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので発注者が認めたもの、又は発注者が指示するものは除く。

(4) その他

ア 審査を公平に行うため、応募者が特定できる記述（自社の名称、自社が請け

負った工事が容易に特定できる内容等)は避けること。

イ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、失格となる場合があるので注意すること。

ウ 提出された書類や図書等は、返却しない。

エ 本プロポーザルに関する事項について、その内容に変更又は追加がある場合は、応募者に対して別途通知する。

オ 配置した責任者及び監理者の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合に限り、発注者と協議の上、同等の実績を有し発注者が適当と判断する代替者を配置する場合に認めるものとする。

カ 配置する責任者及び監理者は、あくまで予定者であるため、複数人を候補者として参加表明することを可とする。その場合、「1 2 参加資格審査」は、その人数分を提出すること。なお、施工実績による評価は、最低点となる者を評価対象とする。

キ 発注者が、配置された責任者及び監理者が不適當であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講じること。

1 1 基本設計書等の交付

図面等の配布は、次により行う。

(1) 配布期間

令和4年(2022年)8月31日(水)から同年9月12日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 配布場所

東海市役所庁舎4階 建築住宅課

(3) 配布方法

図面等の配布はPDFファイル等にて行うので、事前に事務局へ電話連絡の上、

書き込みのできる未使用の電磁記録媒体（CD-R等）を持参すること。なお、USBメモリ等は、使用できない。

(4) 配布する図面等

ア 基本設計図書（PDF）

イ 既設文化センター図面（PDF）

ウ 令和2年（2020年）複層塗材アスベスト含有調査結果報告書（PDF）

1.2 参加資格審査

(1) 提出書類等

ア 参加表明書（単独企業の場合）	様式1-1-1
参加表明書（グループの場合）	様式1-1-2
イ 実施体制	様式1-2
ウ プロジェクト責任者の経験及び資格	様式1-3
エ 解体工事設計管理技術者及び監理技術者の経験及び資格	様式1-4
オ 建設工事实設計技術協力業務責任者の経験及び資格	様式1-5
カ 建設工事監理技術者の経験及び資格	様式1-6
キ ECI方式の工事の施工実績	様式1-7
ク 興行場等工事の施工実績	様式1-8
ケ ZEB化工事の施工実績	様式1-9
コ 秘密保持に関する誓約書	様式1-10
サ 参加資格要件チェックリスト	様式1-11
シ グループ協定書（グループの場合）	参考様式1-12
ス グループ委任状（グループの場合）	参考様式1-13
セ 納税証明書（市町村税、都道府県税及び国税）	
ソ 特定建設業の許可証の写し	
タ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）／監査報告書	
チ 経営事項審査結果通知の写し	

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式1-1-1及び1-1-2）

- ア) 単独企業の場合は、様式1-1-1を使用すること。
- グループの場合は、様式1-1-2を使用し、グループ協定書（参考様式1-1-2）及びグループ委任状（参考様式1-1-3）も同時に提出すること。
- イ) 担当者連絡先に本プロポーザルの連絡担当者となる者を記載すること。今後、事務局から連絡する際は、記載された者に連絡する。なお、プロジェクト責任者でなくても良い。
- イ 実施体制（様式1-2）
- 様式1-3から1-6の内容と相違ないように記載すること。
- ウ プロジェクト責任者の経験及び資格（様式1-3）
- ア) プロジェクト責任者を記載すること。
- イ) 9(4)の要件を満たす実績を記載すること。
- ウ) 官公庁（国、県及び地方自治体に限る。）がE C I方式で発注した工事で、技術協力業務の責任者又は監理技術者又は主任技術者として、過去10年間（平成24年（2012年）4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）に従事した新築の工事の施工実績がある場合は、それを確認できる当該契約書の写し（工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分）又は当該工事实績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し（工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し）を添付すること。
- また、複数件実績がある場合は、評価対象となるため、件数分記載し提出すること。なお、提出があった工事のみ評価の対象とする。
- エ) 官公庁（国、県及び地方自治体に限る。）が発注した建築一式工事で、監理技術者又は主任技術者として、過去10年間（平成24年（2012年）4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）に興行場等の用途に供する建築物で固定席の座席数100席以上の新築の工事の施工実績がある場合は、それを確認できる当該契約書の写し（工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分）又は当該工事实績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し（工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等

の写し)及び竣工時平面図(座席数が確認できるもの)を添付すること。

また、施設概要等が分かるパンフレット等がある場合は、添付すること。

- (イ) 配置予定責任者の資格、免許等に係る書類の写しを添付すること。
- (ロ) 配置予定責任者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。
- (ハ) 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事しているすべての計画・工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。

エ 解体工事設計管理技術者及び監理技術者の経験及び資格(様式1-4)

- (ア) 解体工事の設計管理技術者及び監理技術者を記載すること。
- (イ) 9(5)及び9(6)の要件を満たすこと。
- (ロ) 配置予定技術者の資格、免許等に係る書類の写しを添付すること。
- (ハ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。
- (ニ) 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事しているすべての計画・工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。

オ 建設工事实設計技術協力業務責任者の経験及び資格(様式1-5)

- (ア) 建設工事の実設計技術協力業務責任者を記載すること。
 - (イ) 9(7)の要件を満たす実績を記載すること。
- また、その施工実績を確認できる当該契約書の写し(工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分)又は当該工事实績情報システム(コリンズ)竣工時登録データの写し(工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し)及び竣工時平面図(座席数が確認できるもの)を添付すること。

また、施設概要等が分かるパンフレット等がある場合は、添付すること。

- (ロ) 官公庁(国、県及び地方自治体に限る。)がECI方式で発注した工事で、技術協力業務の責任者又は監理技術者又は主任技術者として、過去10年間

(平成24年(2012年)4月1日以降に契約し、完成したものに限り。)に従事した新築の工事の施工実績がある場合は、それを確認できる当該契約書の写し(工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分)又は当該工事实績情報システム(コリンズ)竣工時登録データの写し(工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し)を添付すること。

また、複数件実績がある場合は、評価対象となるため、件数分記載し提出すること。なお、提出があった工事のみ評価の対象とする。

- (エ) 配置予定責任者の資格、免許等に係る書類の写しを添付すること。
 - (オ) 配置予定責任者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。
 - (カ) 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事しているすべての計画・工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- カ 建設工事監理技術者の経験及び資格(様式1-6)
- (ア) 建設工事の監理技術者を記載すること。
 - (イ) 9(8)の要件を満たす実績を記載すること。

また、その施工実績を確認できる当該契約書の写し(工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分)又は当該工事实績情報システム(コリンズ)竣工時登録データの写し(工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し)及び竣工時平面図(座席数が確認できるもの)を添付すること。

また、施設概要等が分かるパンフレット等がある場合は、添付すること。

- (ウ) 官公庁(国、県及び地方自治体に限り。)がECI方式で発注した工事で、技術協力業務の責任者又は監理技術者又は主任技術者として、過去10年間(平成24年(2012年)4月1日以降に契約し、完成したものに限り。)に従事した新築の工事の施工実績がある場合は、それを確認できる当該契約書の写し(工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分)

又は当該工事实績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し（工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し）を添付すること。

また、複数件実績がある場合は、評価対象となるため、件数分記載し提出すること。なお、提出があった工事のみ評価の対象とする。

（エ） 配置予定技術者の監理技術者証、国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証その他の配置予定技術者の資格、免許等に係る書類の写しを添付すること。

（オ） 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。

（カ） 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事しているすべての計画・工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。

キ E C I 方式の工事の施工実績（様式 1 - 7）

官公庁（国、県及び地方自治体に限る。）が発注した工事で、元請けとして過去 10 年間（平成 24 年（2012 年）4 月 1 日以降に契約し、完成したものに限る。）に E C I 方式で受注した新築の工事の施工実績を確認できる当該契約書の写し（工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分）又は当該工事实績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し（工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し）を添付すること。

また、複数件実績がある場合は、評価対象となるため、件数分作成し提出すること。なお、提出があった工事のみ評価の対象とする。

ク 興行場等工事の施工実績（様式 1 - 8）

9(1)イに規定する工事の施工実績を確認できる当該契約書の写し（工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）又は当該工事实績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し（工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し）及び竣工時平面図（座席数が確認できるもの）を

添付すること。

また、施設概要等が分かるパンフレット等がある場合は、添付すること。

ケ Z E B 化工事の施工実績（様式 1 - 9）

官公庁にかかわらず、元請けとして過去 10 年間（平成 24 年（2012 年）4 月 1 日以降に契約し、完成したものに限る。）に Z E B O r i e n t e d 以上を達成した新築の工事の施工実績を確認できる当該契約書の写し（工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分）又は当該工事実績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し（工事施工実績の規模、構造形式等の内容について、竣工時登録データの写しで確認できないときは、内容を確認できる設計図書等の写し）及び Z E B 化したことが分かる資料（B E L S 等の評価書又は省エネ適合性判定書の B E I の結果等の写し）を添付すること。

コ 参加資格要件チェックリスト（様式 1 - 11）

チェックリストに基づき、書類を確認し、各書類を提出すること。また、チェックリストも記載し提出すること。

サ 共通事項

(ア) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載欄が不足している場合には、適宜、該当様式の記載事項を追加すること。

(イ) 提出図書は、片面印刷とすること。

(ウ) 余白は、上 25mm、下 17mm、左右 24mm とする。

(エ) 文字の大きさは 12pt とする。字体等については任意とする。

(3) 提出方法等

ア 提出場所

東海市役所庁舎 4 階 建築住宅課

イ 提出日

令和 4 年（2022 年）9 月 12 日（月）午前 9 時から正午及び午後 1 時から 4 時までとする。

ウ 提出方法

持参とする。なお、郵便等による提出は認めない。

エ 提出部数

様式1-11、グループ協定書、グループ委任状、納税証明書、特定建設業の許可証の写し、財務諸表（貸借対照表・損益計算書）、監査報告書及び経営事項審査結果通知の写しについては、各1部提出すること。

その他の様式は、様式順にクリップ止めしたものを3部提出することとし、CD-Rで電子データ（PDF形式及び様式のデータ形式）も合わせて提出すること。

(4) 費用負担

提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 質疑回答

参加表明書等に関する質疑を次のとおり受け付ける。なお、質疑は、本実施要領及び配布資料に関することとし、それ以外の事項についての質疑は受け付けない。また、質疑回答はすべて文書によるものとする。

ア 提出方法

質疑書（様式2）に記入のうえ、事務局へ電子メールで提出すること。なお、他の方法による質疑は、受け付けない。また、件名は「新施設建設工事（参加表明書等）質疑【●●】（●●は提出者名）」と記載すること。

イ 提出期限

令和4年（2022年）9月6日（火）正午まで（必着とする）

なお、提出後は電話にて電子メールの受信を確認すること。

ウ 回答期限及び回答方法

質疑に対する回答は、令和4年（2022年）9月8日（木）までに東海市ホームページにて提示する。

(6) 参加資格審査結果

提出書類に基づいて参加資格審査を行い、技術提案等に進む応募者を選定する。「9 入札参加に必要な資格に関する事項等」に定める参加資格要件を満たす者であるかを確認した後、それぞれの応募者に対し、令和4年（2022年）9月20日（火）までに参加資格審査結果を電子メール及び通知文の郵送で通知する。

また、応募者が5者以上あった場合は、参加表明書等に記載の実績等に基づき、事務局にて技術提案書等を提出する者を選定する場合がある。いずれも、問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

1.3 現地視察

現地視察希望者は、参加資格審査結果通知後に事務局へ電話連絡すること。また、視察日以外（文化センター利用者を除く。）に建設予定地への立ち入ることは不可とする。

(1) 視察方法

視察は、事務局の立会いのもと実施すること。

(2) 実施期間

令和4年（2022年）9月21日（水）から同年9月28日（水）までの午前10時から正午まで（原則、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の事務局が指定した日

(3) その他

現地視察での口頭質疑は、一切対応をしない。

1.4 参加辞退届

「1.2(6)参加資格審査結果」にて、参加資格要件を満たすとされた応募者が参加資格審査結果通知後以降に参加を辞退する場合は、令和4年（2022年）10月3日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、参加辞退届（様式3）を事務局に持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

1.5 技術提案審査

(1) 提出書類等

- | | |
|-----------------------|-------|
| ア 技術提案申請書 | 様式4-1 |
| イ 実施設計への技術提案等に関する手法提案 | 様式4-2 |
| ウ 基本設計の実現についての提案 | 様式4-3 |

エ	施工に関する手法提案	様式 4-4
オ	市内地域経済への配慮についての提案	様式 4-5
カ	その他の提案	様式 4-6
キ	解体工事に関する提案	様式 4-7
ク	概算工事費見積提出書	様式 4-8
ケ	建設工事概算工事費見積書・内訳書	様式 4-9
コ	解体工事概算工事費及び実施設計業務委託費概算工事費見積書・内訳書	様式 4-10
サ	実施設計協力業務委託費見積書	様式 4-11

(2) 作成要領

各提案については、それぞれ次の内容に留意して作成すること。なお、技術提案内容でコストに関連する提案は、コストの増減を各項目に明示すること。

ア 【テーマ1】 実施設計への技術提案等に関する手法提案（様式 4-2）

実施設計段階において実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。（A3判2枚以内）

- ㍿ ECI方式発注のメリットを活かせる手法
- ㍿ 関係者（発注者及び設計事務所）と円滑にコミュニケーションを図る手法
- ㍿ 品質を確保した上でのコスト増加を抑制できるコストコントロール手法（コストの透明性についても提案すること）

イ 【テーマ2】 基本設計の実現についての提案（様式 4-3）

構造設計及び設備設計を含む基本設計の改善提案として実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。（A3判3枚以内）

- ㍿ 構造の木造化又は木質化に関する提案
- ㍿ 屋根構造及び樋等水仕舞に関する提案
- ㍿ ZEB Readyを達成するための技術提案
- ㍿ 施設コンセプトに合った事業及びそれを実現可能とする技術提案

ウ 【テーマ3】 施工に関する手法提案（様式 4-4）

施工段階において実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視

点を踏まえて提案すること。(A 3判1枚)

ア 施工を円滑に進めるために行う関係者(近隣住民等)とのコミュニケーション手法

イ 解体工事と本体工事を同一で行うことによるメリットを生かせる手法

ウ 品質を確保するための手法

エ 工期を厳守又は短縮するための手法

エ 【テーマ4】市内地域経済への配慮についての提案(様式4-5)

地域貢献に関して、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。また、直接的に経済効果が見込まれる提案については、数値化して記述すること。(A 3判1枚)

ア 市内建設事業者の活用に関する提案

※市内業者を下請業者として活用する場合は、市内業者から社印を押印した承諾書(任意様式)を様式4-5とともに提出すること。また、1次下請、2次下請等は問わない。

イ 市内生産品及び市内事業者からの建設資材の購入計画

ウ 上記以外の市内事業者等の活用に関する提案

※市内建設業者とは、東海市内に本店、支店または営業所を有する建設業法における建設業許可業者をいう。(許可工種は問わない。)

※市内生産品及び市内事業者とは、東海市内に本店、支店または営業所を有する企業をいう。

オ 【テーマ5】その他の提案(様式4-6)(自由意見)(3項目まで)

建設工事に関する提案に限る。(A 3判1枚)

カ 【テーマ6】解体工事に関する提案(様式4-7)

解体工事の施工段階において実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。(A 3判1枚)

ア 近隣住民、環境への配慮に関する工夫、提案(騒音、振動)

イ 近隣住民、環境への配慮に関する工夫、提案(粉塵、アスベスト、PCB、交通対策、清掃)

ウ その他の提案(自由意見)(2項目まで)

キ 概算工事費見積提出書（様式4-8）

- ア) 本プロポーザル用設計図書に含まれている内容を承知したうえで、本プロポーザル用設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するのに必要なすべての材料及び作業並びに施工上当然必要とされる内容を想定し、各概算工事費見積書及び内訳書に反映すること。
- イ) 本見積作業に関して、建設地や発注者が特定されるような関係官庁への接触は行わないこと。
- ウ) 本見積作業に関して、協力会社、メーカーと接触する場合、情報の漏洩には重々気をつけること。なお、情報漏洩した場合は、契約解除も有り得る。
- エ) 請負範囲の労災保険については、施工予定者にてその負担を見込むこと。
- オ) 自家用電気設備について、建物引渡しまでの間、本設の受変電設備に受電する場合は、施工者が電気主任技術者を選定し、保安管理すること。
- カ) 建設工事にあたり、騒音、振動対策、交通対策、粉塵対策、清掃等には十分注意を払い、特筆すべきことは提案書に盛り込むこと。
- キ) 廃棄物の処理については、自由処分以外（一般廃棄物処理及び産業廃棄物）は専門処理業者に処理させること。請負った施工者の責任において「リサイクル法」、「産業廃棄物及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令を厳守し、行政の指導に従って処理すること。
- ク) 工事関係車両については、交通法規を遵守すること。特に周辺の道路に駐車することがないよう徹底すること。
- ケ) 施工中の周辺道路使用制限は別途詳細を協議する。
- コ) 技術提案内容でコストに関連する提案は、見積書に反映しないこと。
- ク) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

ク 建設工事概算工事費見積書・内訳書（様式4-9）

基本設計図書に記載された内容どおりの見積書及び内訳書を提出すること。また、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。必要に応じて、見積

項目を追加・修正すること。マイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

ケ 解体工事概算工事費及び実施設計業務委託費見積書・内訳書（様式4-10）

※解体工事及び実施設計業務委託費の合計金額が解体工事の工事費上限額を超えた場合、失格とする。

コ 共通事項

㍑ (1)アからシまでの各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載欄が不足している場合には、適宜、該当様式の記載事項を追加すること。

㍒ 提出図書は、片面印刷とすること。

㍓ 余白は、上25mm、下17mm、左右24mmとする。

㍔ 文字の大きさは12ptとする。字体等については任意とする。なお、イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。

㍕ 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・プレゼンテーション・ヒアリング等を通じて採用される。応募者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計に反映させるために必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(3) 提出方法等

ア 提出場所

東海市役所庁舎4階 建築住宅課

イ 提出期間

令和4年（2022年）11月4日（金）午前9時から正午及び午後1時から4時までとする。

ウ 提出方法

持参とする。なお、郵便等による提出は認めない。

エ 提出部数

様式順にクリップ止めしたものを20部提出することとし、CD-Rで電子データ（PDF形式及び様式のデータ形式）も合わせて提出すること。

(4) 費用負担

提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 質疑回答

技術提案審査等に関する質疑を次のとおり受け付ける。なお、質疑は、本要領及び配布資料に関することとし、それ以外の事項についての質疑は受け付けない。また、質疑回答はすべて文書によるものとする。

ア 提出方法

質疑書（様式5）に記入のうえ、事務局へ電子メールで提出すること。なお、他の方法による質疑は、受け付けない。また、件名は「新施設建設工事（技術提案書等）質疑【●●】（●●は提出者名）」と記載すること。

イ 提出期限

令和4年（2022年）10月3日（月）正午まで（必着とする）

なお、提出後は電話にて電子メールの受信を確認すること。

ウ 回答期限及び回答方法

質疑に対する回答は、令和4年（2022年）10月13日（木）までに東海市ホームページにて提示する。

(6) 技術提案審査に係るプレゼンテーション等

提案者による技術提案書等のプレゼンテーション等を実施し、最優秀者及び次点者を選定する。

ア 実施日

令和4年（2022年）11月14日（月）

イ 参加者による提出書類の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による10分程度のヒアリングを行う。

ウ プレゼンテーション等は、本事業のプロジェクト責任者又は実施設計技術協力業務責任者又は監理技術者が、提出された技術提案書により行うものとし、

各自で用意したパソコンを用いて説明すること。また、追加資料等の配布及び提出された技術提案書以外の内容は認めない。ただし、技術提案書に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）、ビデオプロジェクター静止画像を使用することは可とする。

エ プレゼンテーション等への出席者は、プロジェクト責任者1名、実施設計技術協力業務責任者1名、監理技術者1名及び各担当者のうちの2名の合計5名以内とする。なお、やむを得ない場合に限り、代理者の出席を認める。

オ プレゼンテーション及びヒアリングの実施場所、実施時刻、その他詳細については後日通知する。

(7) 審査方法

ア 本プロポーザルの審査は、審査委員会が行う。

イ 提出された技術提案書、プレゼンテーション等内容を踏まえ、審査委員の総合的な評価により判断する。

ウ 各提案者の評価点は、下記評価項目によるものとする。

項目	評価項目	評価基準及び得点	配点
実績	工事施工実績	別紙による	20点
技術 提案	【テーマ1】実施設計への技術提案等に関する手法提案		
	ECI方式発注のメリットを活かせる手法	3点、2点、1点、0点	9点
	関係者（発注者及び設計事務所）と円滑にコミュニケーションを図る手法	3点、2点、1点、0点	
	品質を確保した上でのコスト増加を抑制できるコントロール手法	3点、2点、1点、0点	
	テーマ2：基本設計の実現についての提案		
	構造の木造化又は木質化に関する提案	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	20点
	屋根構造及び樋等水仕舞に関する提案	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	

ZEB Ready を達成するための技術提案	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	
施設コンセプトに合った事業及びそれ を実現可能とする技術提案	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	
テーマ3：施工に関する手法提案		
施工を円滑に進めるために行う関係者 (近隣住民等)とのコミュニケーション 手法	3点、2点、1点、0点	12点
解体工事と本体工事を同一で行うこと によるメリットを生かせる手法	3点、2点、1点、0点	
品質を確保するための手法	3点、2点、1点、0点	
工期を厳守又は短縮するための手法	3点、2点、1点、0点	
テーマ4：市内地域経済への配慮についての提案		
市内建設事業者の活用に関する提案	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	15点
市内生産品及び市内事業者からの建設 資材の購入計画	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	
上記以外の市内事業者等の活用に関する 提案	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	
テーマ5：その他の提案		
その他の提案（自由意見） 3項目まで	3点、2点、1点、0点 (項目ごとに採点：最大3点)	9点
建設工事概算工事費		
概算工事費見積書	15(7)エ 価格評価による	20点
テーマ6：解体工事に関する提案		
近隣、環境への配慮に関する工夫、提 案（騒音、振動）	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	15点

	近隣、環境への配慮に関する工夫、提案 (粉塵、アスベスト、PCB)	5点、4点、3点、 2点、1点、0点	
	その他の提案(自由意見)2項目まで	2.5点、2点、1.5点、 1点、0.5点、0点 (項目ごとに採点:最大2.5点)	
合計			120点

エ 価格評価

評価は、以下の価格評価点とする。ただし、概算工事費見積書の金額が建設工事費参考額を超えた者は、価格評価点から5点減点する。また、価格評価点が0点を下回った場合は、0点とする。

(ア) 概算工事費見積書の金額が最も低い者は、20点とする。

(イ) (ア)以外の者は、(ア)の概算工事費見積書の金額との差額により20点から100,000,000円あたり1点減点した価格評価点とする。

【例1】

	価格	差額	価格 評価点
A社	(ア)2,000,000,000円	—	20点
B社	(イ)2,100,000,000円	100,000,000円	19点
C社	(イ)2,200,000,000円	200,000,000円	18点
D社	(イ)2,300,000,000円	300,000,000円	17点

【例2】

	価格	差額	価格 評価点
A社	(ア)2,400,000,000円	—	15点
B社	(イ)2,600,000,000円	200,000,000円	13点
C社	(イ)2,800,000,000円	400,000,000円	11点
D社	(イ)3,000,000,000円	600,000,000円	9点

【例3】

	価格	差額	価格 評価点
A社	(ア)2, 200, 000, 000円	—	20点
B社	(イ)2, 300, 000, 000円	100, 000, 000円	19点
C社	(イ)3, 700, 000, 000円	1, 500, 000, 000円	0点
D社	(イ)4, 000, 000, 000円	1, 800, 000, 000円	0点

16 最優秀者の決定

評価点の合計点数が最も高い者を最優秀者とする。

なお、合計点数の最も高い者が2者以上ある場合は、概算工事費が最も低い者を最優秀者とする。また、概算工事費も同額だった場合は、審査委員会により決定するものとする。

17 選定結果通知

施工業者候補者の選定結果は、令和4年（2022年）11月16日（水）までに電子メール、通知文の郵送及び東海市ホームページにて提示する。なお、選定に関する問合せや異議申し立ては一切受け付けないこととする。

18 基本協定の締結

- (1) 最優秀者は、発注者が指定する期日までに、工事費見積内訳明細書（以下「明細書」という。）を提出すること。

また、明細書は、概算工事費見積内訳書の根拠となるものであり、明細書の項目構成は、概算工事費見積内訳書に合わせる。明細書は、概算工事費見積内訳書（様式4-9）の作成要領にならって作成すること。（マイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。）

なお、明細書は、技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。

- (2) 基本協定の締結にあたり、発注者、設計者及び最優秀者（以下「三者」という。）は、以下の内容について確認を行う。

- ア 最優秀者から提出された明細書等の算出根拠、考え方及び妥当性
 - イ 明細書等に基づく実施設計着手段階での設計グレードの確認
 - ウ 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための、実施設計グレードの確認・フィードバック方法
 - エ 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約書に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積徴収においては当該金額を見込まないものとする。
- (3) (2)の確認において、明細書と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、三者にて協議し、必要に応じて設計グレード又は明細書の修正を行う。なお、「1 5(2)キ 概算工事費見積提出書」アの記載事項については設計グレード又は明細書の修正対象としない。
- (4) 三者は、明細書（修正された場合は、修正後の明細書）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、概算工事費を基に発注者が決定した工事費上限額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
- (5) 技術協力期間における発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による工事費上限額の変更については別途協議の上、発注者が再決定するものとする。
- (6) 発注者は、最優秀者と基本協定を締結できない場合は、最優秀者を除く本プロポーザルの提案者のうち評価結果の順位が上位であった者から順番に当該契約の締結について、価格等の交渉の意思を確認した上で価格等の交渉を行う。なお、最優秀者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

19 その他

(1) 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提出物に虚偽の記載又は不正があった場合。
- イ 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。

ウ 審査委員会の審査委員又は本プロポーザルの関係者に、直接又は間接を問わず、本件に関し故意に接触した場合。

エ 解体工事概算工事費見積書及び解体工事实施設計業務委託費概算工事費見積書の合計金額が解体工事の工事費上限額を超えた場合。

オ その他、審査委員会が不適切と判断した場合。

(2) 参加者数

応募者が1者の場合においても、本プロポーザルは実施し、概算工事費の評価点数を除いた100点の内、最低点60点以上であれば、最優秀者とする。また、応募者が5者以上あった場合は、参加表明書等に記載の実績等に基づき、事務局にて技術提案書等を提出する者を選定する場合がある。

(3) 参加の辞退

「14 参加辞退届」による。

(4) 公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は、下記のとおりとする。

ア 最優秀者及び次点者の名称

イ 全参加者の評価点

(5) 提出書類及び図書の取扱い

ア 提出された書類及び図書については一切返却しない。

イ 応募書類等については、他の参加者に知られることのないよう本市が責任をもって厳重に保管する。

ウ 優先交渉権者になれなかった者の提案については、その者の了承を得ることなく、その全部または一部を採用することはない。

エ 提出後の提出書類の追加・修正は認めない。

(6) 協力業務

ア 工事施工中に工事の進捗等を映像等で記録するため、依頼があれば協力すること。

イ 備品購入検討のため、設計及び施工の際に図面等を発注者または備品選定業者へ提供すること。

ウ パンフレット等を作成すること。

エ 工事竣工後に内覧会や竣工記念式典等があるため、開催に向けて準備や当日対応等に協力すること。

オ 既設水準点の引照点の設置及び水準点の新設を行うこと。詳細は監督員と協議すること

(7) リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、工事請負契約約款との齟齬がある場合には、工事請負契約約款を上位とする。

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考	
				発注者	受注者		
実施設計・施工段階	プロポーザル参加手続き等リスク	1	プロポ時に発注者が提示するプロポ用資料の誤り	○			
		2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○			
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○		
	制度関連リスク	法令関連リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
			5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		許認可等の取得	6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会リスク	住民等の要望活動	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等	○		
			8	受注者が行う業務全般に関する地域住民等の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等		○	

	環境の 保全	9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質排出等)に関する対応		○		
		10	発注者の事由による事故等により第三者に与えた損害(発注者の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○			
		第三者 賠償	11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
			12	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)	△	△	分担比率は協議の上、発注者にて決定
	経済 リスク	物価の 変動	13	物価の変動	△	△	分担比率は協議の上、発注者にて決定
	債務 不履行 リスク	本業務 の中止 、延期	14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
15			上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○		

	構成員に関するリスク	16	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク	17	暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然災害又は人為的な事象による遅延	○	△	損害額の算定は約款第30条による
計画・設計リスク	各種調査リスク	18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
		19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
	設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
		21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
	設計変更リスク	22	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
		23	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
用地リスク	用地の瑕疵	24	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
	地盤地質状況の差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
施工リスク	工事完了の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
		27	受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	

	工事費 増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○			
		29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○		
		30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○		
		31	施工による 損害	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
				引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	

※○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

※約款とは、「東海市建設工事請負契約約款（建築関連工事事用）」をいう。

(8) プロポーザル関係資料

様式1-1-1 参加表明書（単独企業の場合）

様式1-1-2 参加表明書（グループの場合）

様式1-2 実施体制

様式1-3 プロジェクト責任者の経験及び資格

様式1-4 解体工事設計管理技術者及び監理技術者の経験及び資格

様式1-5 建設工事实施設計技術協力業務責任者の経験及び資格

様式1-6 建設工事監理技術者の経験及び資格

様式1-7 ECI方式の工事の施工実績

様式1-8 興行場等工事の施工実績

様式1-9 ZEB化工事の施工実績

様式1-10 秘密保持に関する誓約書

様式1-11 参加資格要件チェックリスト

参考様式1-12 グループ協定書

参考様式1-13 グループ委任状

様式2 質疑書（参加表明書等）

様式3 参加辞退届

様式4-1 技術提案申請書

- 様式 4 - 2 技術提案書【テーマ 1】
- 様式 4 - 3 技術提案書【テーマ 2】
- 様式 4 - 4 技術提案書【テーマ 3】
- 様式 4 - 5 技術提案書【テーマ 4】
- 様式 4 - 6 技術提案書【テーマ 5】
- 様式 4 - 7 技術提案書【テーマ 6】
- 様式 4 - 8 概算工事費見積提出書
- 様式 4 - 9 概算工事費見積書
- 様式 4 - 1 0 解体工事概算工事費及び実施設計業務委託費概算工事費見積書・内訳書
- 様式 4 - 1 1 実施設計協力業務委託費見積書・内訳書
- 様式 5 質疑書（技術提案書等）